

善通寺市監査委員公表第3号

令和2年2月28日付け善監委第6号で提出した令和元年度財政援助団体監査（後期分）〔善通寺商工会議所〕結果に関する報告に対し、善通寺商工会議所会頭から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

令和2年4月2日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 安井一博

令和元年度財政援助団体監査（後期分）

財政援助団体監査指摘事項の取組について

個別指摘事項

【善通寺商工会議所指摘事項】

収支決算報告書の支出の部について

平成30年度収支決算書及び平成31年度収支予算書の支出の部において、運営補助金額411万3,000円に係る新規就職者激励会・新人社員研修等の記載が見られないが、事業報告書には、記載が見受けられる。

今後、収支決算書及び収支予算書の支出の部において、運営補助金額に該当する事業名について、摘要欄へ記載する等の工夫を検討されたい。

【検討結果】

市からの運営補助金については、収支予算書及び収支決算書への事業名等を記載し、事業名との整合性が取れるよう対処いたします。